

令和6年8月14日
鹿児島県警察本部

契約手続における押印等の省略について

鹿児島県では、会計処理の効率化等を図るため、事業者の皆様から提出していただく請求書等の会計書類について押印を省略し、一部書類を除き電子メール等でも提出できるようになりました。

なお、押印して提出する場合の取扱いは、従来どおりです。

記

1 押印を省略できる書類

請求書・見積書・請書・納品書・委任状・入札書

2 請求書・見積書・請書

提出書類に「発行責任者及び担当者」の氏名（フルネーム）及び連絡先（原則、電話番号）を記載してください。

例 【発行責任者及び担当者】（フルネーム）

・責任者：〇〇支店長 〇〇 〇〇 （連絡先×××-×××-×××）
・担当者：経理担当 〇〇 〇〇 （連絡先×××-×××-×××）

※ 発行責任者とは、役職にかかわらず請求書等を発行するに当たり責任を有する方の役職・氏名を記載ください。

また、発行責任者と担当者が同一でも構いません。

※ 書類の真正性を担保するため、必要に応じて電話確認等を行う場合がありますので、御協力ください。

3 入札書・委任状

入札会場において、入札前に本人の写真の表示のある身分証明書（個人番号カード、運転免許証等）で入札者（代理入札の場合は代理人）の本人確認を行います。

押印を省略した入札書及び入札に係る代理委任状を提出する場合は、加除訂正の無いものに限ります。

※ 入札以外の権限を委任する委任状を提出する場合は、委任事項により押印を省略できない場合がありますので、詳細は、下記担当までお問い合わせください。

4 提出方法

電子メールやFAX、郵送や手渡しで受け付けます（電子メールの場合は、PDF形式のみ）。

※ 入札書及び入札に係る代理委任状については、入札会場への紙による持参のみとします。

〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県警察本部刑事部刑事企画課会計係
電話 099-206-0110（内線：4013）
FAX 099-206-2408
e-mail kp-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp